

## 前回議論の整理

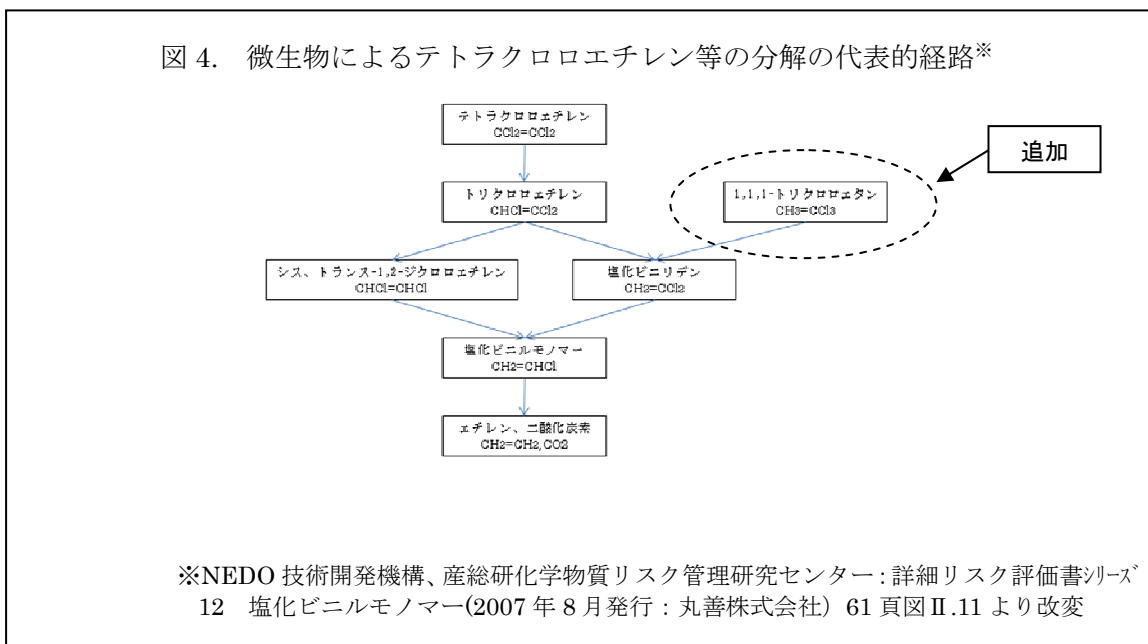
第9回環境基準健康項目専門委員会における審議において議論された主な意見等については、以下の通りである。

(1) 前回答申において要検討とされた項目について	
1,4-ジオキサン	<p>高濃度の汚染により水道取水への影響が懸念される事例があったこと及び環境中で減らないことに留意する必要がある。</p> <p>従来と同じモニタリングでは把握できないものも多いおそれが非常に高いことに留意しておく必要がある。</p>
塩化ビニルモノマー	<p>地下水では潜在的に多くの指針値超過事例があるということに留意する必要がある。</p>
アンチモン	<p>毒性評価する上で、環境中での形態を踏まえた議論が必要でないか。水中での形態が複雑で、有機物があると特に複雑になること及び処理がほとんど出来ない事に留意する必要がある。</p> <p>福井県の例では希釈倍率が少ないと解釈するか、排水量が多いと解釈するかについて、精緻な議論も必要ではないか。</p>
全マンガン	<p>底質が嫌気化してマンガンが溶出することが考えられるが、嫌気化の要因が自然由来ではない例もあり、従来とは異なる総合的な公共用水域保全対策が必要になるのではないか。</p> <p>暴露評価について、バックグラウンドで許容値を超えかねないという話にもなりうるので、よく議論する必要があるのではないか。</p> <p>環境測定では泥に付着した粒子状の物を含めて測定しているが、溶解性マンガンで評価することも考慮してはどうか。</p>
(2) 要監視項目の取扱いについて	
<p>要監視項目の段階で指針値超過があった場合など緊急時に、水域を管理する体制も必要ではないか。</p>	
(3) その他の意見	
<p>新たな環境基準設定は土壤汚染対策法の規制対象物質にも関係することに留意しつつ、地下水だけの基準を検討することが必要ではないか。</p>	

【参考】第9回専門委員会資料の修正

第9回専門委員会の資料の内、委員からの指摘のあった以下の部分について、それぞれ修正を行った。

- 資料3-2「塩化ビニルモノマーについて」  
3頁、図4を以下の通りに修正



- 資料3-5「全マンガンについて」  
6頁、図5-2を以下の通りに修正

表5-2. マンガン暴露量の推計結果

媒体	濃度			媒体毎摂取量		1日暴露量		体重 kg	単位体重当たりの1日暴露量		
	平均	平均+2σ	単位	単位	mg/日		平均		平均+2σ	mg/kg/日	
					単位	単位				平均	平均+2σ
大気	25	55	ng/m <sup>3</sup>	15	m <sup>3</sup> /日	0.0004	0.0008	50	0.000008	0.000016	
水質 水道	0.01	0.05	mg/L	2	L/日	0.02	0.1		0.0004	0.002	
(参考値) 河川	0.04	0.16	mg/L	2	L/日	0.08	0.32		0.0016	0.0064	
土壌	1,009	2,232	mg/kg	0.15	g/日	0.15	0.33		0.003	0.0066	
食品	—	—	mg/kg	—	g/日	—	—		0.172	(平均を使用)	
合計(水道水で推計)									0.175	0.181	
(参考値) 合計(河川水で推計)									0.177	0.185	